

にいはま 農業委員会だより

第41号

平成30年12月1日

編集 新居浜市農業委員会

発行 新居浜市一宮町1-5-1

電話 0897-65-1313(直通)

印刷 (株)ハラプレックス



平成30年度景観形成作物取組事業 園児招待

＜主な内容＞

◎会長あいさつ・委員紹介……………2P

＜特集：遊休農地を減らそう3～7P＞

◎農地パトロールについて……………3P

◎景観形成作物取組事業について…4P・5P

◎農地のあっせん紹介について……………6P

◎農業制度資金について……………7P

◎委員活動報告について……………8P

◎農地転用許可について……………9P

◎農業者年金について……………10P

◎防護柵設置補助金制度について……………11P

◎認定新規就農者紹介について……………12P

農業委員会総会は

毎月**5日**です。

(ただし休日の場合は翌日となります。)

農地法第3・4・5条の

申請締切は毎月**15日**ですが

異なる月もありますので、農業委員会事務局にご確認ください。



会長あいさつ



新居浜市農業委員会
会長 藤田 幸正

第二十三期新居浜市農業委員会が発足し約一年半が過ぎ、「農地等の利用の最適化の推進」を含む様々な課題に、農業委員・農地利用最適化推進委員が力を合わせ取り組んでおります。

また、本年は県内でも大雨による災害が起こりました。被害に合われた皆様方には、心よってお見舞い申し上げます。

さて、農業を取り巻く問題として、従事者の高齢化、新規参入者の減少、それらに伴う農地の荒廃等、産業基盤の根底を揺るがす大きなものがあります。この問題に対していかに取り組むべきか、地域の皆様からの声を聴き、圃場を歩き、共に額に汗を流すことが大切だと考えております。

農業者が安心して営農が継続できる農業づくりを目標に、我々農業委員・農地利用最適化推進委員としましても、農業者の利益代表機関としての役割を更に発揮し、本市農業の発展・振興に積極的に取り組んで参りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

農業委員・農地利用最適化推進委員は農家の代表として、遊休農地の解消、利用権の調整、農地の違反転用の防止など様々な活動を行っています。ご相談等ありましたら、お気軽に地域の農業委員・農地利用最適化推進委員にお声がけください。

農業委員・推進委員の紹介

農地利用最適化推進委員		
議席	氏名	住所
1	神野 克史	久保田町
2	岡田 充	宇高町
3	岡部 正明	垣生
4	村上 壽一	又野
5	高橋 繁	松神子
6	井下 八郎	荷内町
7	高橋 眞次	船木
8	宇野 賀津美	船木
9	田坂 健次	光明寺
10	眞鍋 哲哉	中筋町
11	寶田 正司	宮原町
12	守谷 博明	上原
13	飯尾 象司	萩生
14	西原 實	萩生
15	久枝 啓一	大生院

農業委員		
議席	氏名	住所
1	山下 元	庄内町
2	石山 敏夫	沢津町
3	藤田 幸正	垣生
4	岩崎 紀生	田の上
5	小野 義尚	落神町
6	寺尾 俊行	阿島
7	横井 直次	多喜浜
8	藤田 健太郎	船木
9	矢野 重明	船木
10	藤田 幸隆	西喜光地町
11	近藤 美喜男	下泉町
12	小野 春雄	角野新田町
13	曾我部 英敏	北内町
14	合田 有良	萩生
15	池田 辰夫	本郷
16	伊藤 慎吾	大生院
17	渡邊 勝俊	大生院
18	松本 勝美	中村
19	山口 三七夫	桜木町

特集 遊休農地を減らそう(1)



農地パトロールの実施は、農地法第三十条で定められており、年に一度行われます。

今年の調査結果は下記の表の様になりました。

去年の調査と比較すると、筆数で二十六筆、面積で約一・一八ヘクタール遊休農地が増加しました。

また、今回新しく遊休農地となってしまった耕作地の所有者・小作人の方には、「農地における利用の意向についての調査票」をお送りしますので、ご協力を

農地パトロールを

実施しました

平成三十年七月から九月の間、農地パトロールを実施しました。

農地パトロールは、毎年、地域の農地利用の確認、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、農地の無断転用防止と早期発見を目的とし、各地区の農業委員・農地利用最適化推進委員・農林水産課職員・農地整備課職員・農業委員会事務局職員で行っています。

農地パトロール集計結果

(調査期間：平成30年7月～9月)

	支所	遊休農地		全農地に占める 遊休農地の割合
		筆数	面積 (m ²)	
1	本所	29	19,932.00	2.59
2	高津	6	6,228.00	0.75
3	垣生	42	28,768.00	3.73
4	神郷	56	36,111.00	2.66
5	多喜浜	118	93,181.25	8.75
6	船木	182	102,469.24	5.77
7	角野	11	8,937.00	0.91
8	泉川	74	35,468.80	2.57
9	中萩	119	87,743.90	3.83
10	大生院	68	58,417.19	4.43
11	大島	474	216,578.82	29.71
12	別子山	67	68,699.00	10.75
合計		1,246	762,534.20	5.48

お願いいたします。

遊休農地は雑草の繁茂などにより、近隣農地の経営に迷惑をかけるだけでなく、有害鳥獣の住処や通り道になったり、病虫害の発生・ごみの不法投棄や火災の原因など、周辺に悪影響を及ぼすこととなります。定期的な草刈りを行うなどして、農地の適正な管理をお願いいたします。



特集 遊休農地を減らそう(2)

新居浜市農業委員会では、「景観形成作物取組事業」を行っています。これは遊休農地の発生に警鐘を鳴らすとともに、お年寄りや子どもに安らぎと自然学習の機会を与えようといわれているものです。

もともとは「農業委員が率先して行動し、農家に呼びかけよう」と私費で始まり、平成14年に事業化。今年で18年間続いています。現在は市内3か所(船木・大生院・川東)の圃場で、ポピー、ひまわり、コスモスなどを育成し、園児招待の時には子供たちの笑い声が響きます。

遊休農地の農地性の維持のためにも花作りしてみませんか。



耕起・播種・草刈り等々委員の手で畑に花が育てられます。



船木圃場
藤田 健太郎 委員

船木圃場では、船木・角野・泉川地区の委員が、遊休農地防止対策活動の一つとして、遊休農地を活用した「花畑」を、景観形成事業として取り組んでいます。
栽培は、年二回のサイクルでひまわり・コスモス・ポピーなどの種蒔栽培をおこなっています。場所は新居浜インター通り沿いで交差点に接しており、広さは二区間で約四百五十坪と広々とした圃場です。
如何に見栄えよく作付けして咲かせ

るか！土づくりから草取り、消毒等を、厳しい暑さや寒さの中で頑張っています。
苦勞した結果、「きれいに咲きましたねー」の言葉をいただき、花が見ごろを迎える頃、地区の保育園児・老人ホームの方々を招待しています。
園児たちは、花の中を駆け回り、両手一杯花を摘んで楽しみ、その風景をお年寄りの方は優しい笑顔で見つめており、又、園児が美しい花をお年寄りに持ち寄る姿は実に微笑ましく、その時こそ栽培の苦勞も忘れる一場面です。
最後に、ご協力いただいた委員の方々に厚くお礼を申し上げます。

お花畑の中、幼稚園や保育園の子どもたちが駆け回って花を摘む姿を、皆で見守ります。



川東圃場
神野 克史 委員

川東の圃場は宇高町二丁目にあり、対象地区の委員十四名が遊休農地解消対策の一環として、休耕農地に景観形成作物のミニひまわりやポピーを、多くの人が楽しめるように作付けしています。

農地保全活動としては小さな活動かもしれませんが、地域の環境の向上と人々が一時でも心が癒されるような景観が形成されることで地域を明るくし、また、地域園児との交流を図ることで将来の農業に対するの理解や後継者の育成、更には地域農業の活性化に繋が

れば幸いです。

美しく花が咲き誇った圃場に招待した園児は、初めは遠慮がちにしていきましたが、そのうち楽しそうにはしゃぐようになり大きな声で聞こえてきました。子どもたちの花畑の中の笑顔と、たくさんポピーの花束を嬉しそうに握りしめて持ち帰ったことがとても印象的でした。

今年も猛暑でしたが、メンバーによる除草作業でなんとかきれいな花を咲かせることが出来ました。班長さんには耕運作業から日ごろの管理及び灌水作業等、尽力いただきました。協力して作業したメンバーの皆さん他関係者に心より感謝申し上げますとともに、川東地区でより充実した景観が見られるよう協力して取り組みを続けていきたいと思っております。



大生院圃場
渡邊 勝俊 委員

私たちの圃場は、大生院の総合科学博物館通り沿いにあります。一帯が農振地域であり、田園風景の中、民家が点在するのどかな場所です。近所の人たちはもちろん通学途中の学生や、バスに乗った観光客もよく通る絶好の立地です。

ここで中萩・大生院地区の委員九名が、景観作物の育成に取り組んでいます。

今年の春にはポピーが畑一面に咲き誇り、通りすがりの人たちの目を楽しませてくれました。近所の人たちから

も雑草が茂っていた遊休農地が、きれいなお花畑に変身して良かったと大変喜んでもらっております。

園児招待では、保育園・幼稚園から訪れたたくさんのお年寄りから歓声を上げながら花を摘み、圃場の外からご覧になってお年寄りに自分で摘んだ花を花束にして渡す姿を見て、心からほのほとした気持ちになりました。それまでの播種や草刈り等の取り組みが報われたひと時でした。

今後とも、皆様の喜ぶ顔を励みに、景観形成作物の育成作業に励みたいと思っております。



特集 遊休農地を減らそう (3)

《貸したい希望の農地の探し方》

新居浜市のホームページ (<http://www.city.niihama.lg.jp/>)から 農業委員会事務局へアクセス

↓
メニューコーナーの 貸したい希望の農地についてをクリックすると

貸したい希望のある農地一覧表 (農地は耕作目的の利用に限ります)

- あっせん (上部) あっせん (川西)
- あっせん (川東)
- 農地基本台帳調査 (上部)
- 農地基本台帳調査 (川西・川東)
- 利用意向調査

農業委員会のホームページをご利用ください

農地法手続きに必要な書類をダウンロードしたり 景観作物育成取組事業の園児招待の様子を見ることが出来ます。ぜひご利用ください。



貸したい農地を 借りたいあなたへ

農地法では第二条の二で「農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければなりません。」と定めています。遊休農地等で雑草が繁茂すると、自分の農地だけでなく、周辺の農地の利用にも支障が出る恐れがあります。

す。あっせん活動等を通じて適正な農地管理をお願いします。借りたい農地がある方、貸したい農地をお持ちの方は地域の農業委員・農地利用最適化推進委員にご相談ください。農業委員会事務局のホームページでは、貸したい農地を紹介しています。これは農業委員会に直接あっせん希望の申し込みがあったもの、農地利用意向調査で貸し出しを希望されたもの、農地基本台帳調査で貸し出しを希望されたものをそれぞれまとめたものです。なお、個人情報保護の為に、農地の所在地・現況・面積のみを掲載しています。ホームページ掲載をご希望の方・掲載地の貸し出しを希望される方(農地法三条の条件があります)は、農業委員会事務局までご相談ください。

小作地の相続をお忘れなく

小作権(借りている農地)の相続手続きを忘れずお願いします。戦前から借りている農地で戦後の農地解放の際に解放されずに現在まで続いている賃貸借は、現在ではほとんどが期間の定めのない賃貸借となっています。

小作している人が死亡しても、小作する権利は相続人に承継されます。遺産分割の協議の際には、小作権についての話し合いも忘れないで、書面に残しておくことが大切です。小作権を相続された方は、台帳名義の変更のため、農業委員会事務局に小作地相続届を提出して下さい。

相続時にきちんと処理がなされていない場合は、何代かにわたって承諾を取る必要があります。大変な作業となる恐れもあります。小作地の相続はついつい忘れがちですが、大切な権利の相続ですので、必ず手続きを行ってください。

小作地相続届出書

土地の表示				所有者	
土地の所在	地番	地目	面積(m ²)	住所	氏名
				住所	氏名
				住所	氏名
				住所	氏名
				住所	氏名

上記表示の土地、耕作者が 年 月 日 死亡し、私が相続したので届出します。

平成 年 月 日

被相続人 (氏名)
相続人 (続柄)
(住所)
(氏名)

新農委(名変)第 号
上記届出を受理する。
平成 年 月 日

新居浜市農業委員会
会長 藤田 幸正

特集 遊休農地を減らそう(4)

新居浜の農業 一緒にやりませんか

就農相談会開催

就農希望者等を対象とした「就農相談会」を毎年二月に開催しております。詳細は市政だより二月号でご案内いたしますので、農業に興味のある方のご参加をお待ちしております。

四十五歳未満で農業始める あなたチャンスです

農業次世代人材投資事業を実施しています。独立・自営就農時の年齢が原則四十五歳未満の方を対象(その他要件あり)とし、年間最大百五十万円の資金を交付する事業です。資金の交付を希望される方は、ご相談ください。

認定農業者になりませんか

認定農業者制度は、農業経営の改善(所得の向上)に向けた取組を行うための自らの創意工夫に基づいた意欲的な計画を市が認定します。認定農業者を希望される方はご相談ください。

※問い合わせ先
農林水産課

農政係(市役所四階)

☎六五―一二六二

農業近代化資金

農業用機器や施設の購入など、設備投資資金として利用できる一般的な資金

対象者・・・認定農業者、認定新規就農者など

限度額・・・個人 1800万円 法人 2億円

償還期限・・・認定農業者 7～15年

認定新規就農者 10～18年

農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)

農地取得や設備投資等、日本政策金融公庫が融資する認定農業者向け長期資金。負債整理にも利用できる。

対象者・・・認定農業者

限度額・・・個人 3億円 法人 10億円

償還期限・・・25年

青年等就農資金

新たに農業を始めたい人に、必要な機械・施設の購入資金を融資する無利子資金。

対象者・・・認定新規就農者

限度額・・・3,700万円

償還期限・・・12年

くわしくは東予地方局産業振興課
(☎0898-68-7322)まで

担い手への農業制度資金ご案内

国や県がJAや日本政策金融公庫などと協力して、農業の担い手へ低利子または無利子で行う融資のことを農業制度資金といいます。

農業の担い手とは市が認定する認定農業者や認定新規就農者等のことです。

担い手の農業経営の維持安定、また規模拡大のために必要な農業用機械や施設、農地の購入、長期運転資金、債務の整理など、さまざまな用途に利用できます。

あなたもぜひ担い手になって、有利な制度を利用し、より良い農業経営を目指しましょう。

全国農業新聞を購読しましょう!

「農地を守り担い手を応援する専門紙」
農業経営、くらしに役立つ情報満載

発行日 毎週金曜日

購読料 月額700円(消費税込み)

購読のお申込はお近くの農業委員・農地利用最適化推進委員又は農業委員会事務局までお問い合わせください。



研修日 平成 30 年 4 月 11 日から 12 日
 研修先 兵庫県養父市
 食のみやこ「わったいな」(鳥取県鳥取市)

先進地視察研修

兵庫県養父市は、兵庫県丹波地域の中央に位置し、山間地域であること等から人口の激減・高齢化が進み、35年間で耕地面積は50.5%まで減少しました。まさに農業の死活を分ける状況を受け、国家特区の指定を受け、農地法3条の農地の権利移動の許可事務を農業委員会の同意により市が行うこと、下限面積を10アールとすること、空き家に付随する農地の取得制度の創設等を行いました。農地所有適格法人の条件緩和により9社が新設。今後は有機栽培や地元名産の朝倉山椒の世界的ブランド化を進めつつ、新たに6次化にも取り組む予定だそうです。

研修を受けての感想・意見

- ◎ 多様な農業の実践が行われており、若い世代が担い手となり活躍できる地域づくりが行われている。
- ◎ 食材を生産し農地を守ることに信念を持ち、方策を打ち出し企業の参入者が魅力を感じられる工夫が見られた。
- ◎ 農地所有適格法人の参入で、酒米を生産していることに魅力を感じた。遊休農地の解消には水田が効果的で、国内で不足している酒米の栽培は興味深い。
- ◎ 国家戦略特区の指定を受け、農地と農村を守る取り組みについて農業委員会と市が密接に連携している。



研修を受けての感想・意見

- 各地区のJAが集荷して、展示を行うため開店時に品物が少ない点が残念であった。
- 観光地も近く、魚介類の別店舗やブランド化したカニの直売所も併設していたが、経営が黒字化したのが3年目と聞き、農産販売所のリスクとJAや行政との連携等考えさせられた。
- 敷地内に食育交流ホールを設け子供たちの食と農を結ぶイベントが開かれているのが良い。
- 生産者の高齢化による担い手不足のため、安定的な供給に不安があるとのこと。新居浜も同様の問題が顕在化するものと思われる。

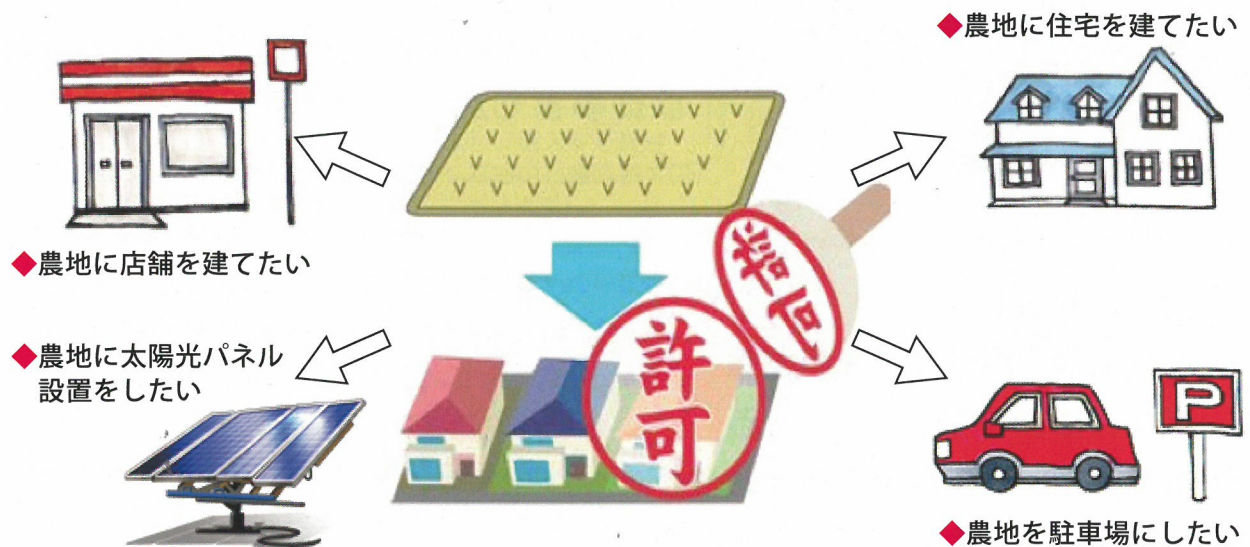
鳥取県鳥取市の食のみやこ「わったいな」は、一般の農畜産物から特産の砂丘ろっきよや、なし等の観光物産までがそろうシステムが構築されており、97の加工会社、1,500軒の農家が出品。敷地面積4,000㎡、年の売り上げ約7億円。また隣には海鮮館があり、観光地も近いことから一般客から観光客までが楽しめる施設となっています。

農地転用には許可が必要です！

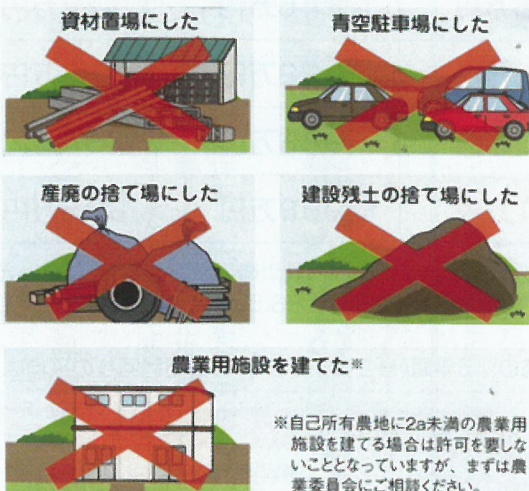
農地転用制度は、食料の安定供給の基盤である優良農地の確保と農業以外の土地利用との調整を図ることを目的としており、農地転用する際には、あらかじめ愛媛県知事の許可を受ける必要があります。転用許可は農業委員会でも申請内容を審議した後、愛媛県へ進達します。

なお、農地を転用して住宅等を建築する場合は、農地法以外にも農業振興地域に関する法律(農振法)や都市計画法などの他法令によって、建設等が規制される場合があります。他法令による許認可等が得られる見通しが無い場合は農地転用の許可がされませんので、農地転用の際には、必ず関係機関と事前協議を行ったうえで申請してください。

※農地転用申請書等の作成を行政書士でない人が、依頼を受け報酬を得て、業として行うことは、法律により禁止されていますので、代行申請を依頼される場合は、必ず行政書士にご相談ください。



もしも・・・
許可を受けずに転用したり、
許可どおりに転用しなかったら・・・



※自己所有農地に2a未満の農業用施設を建てる場合は許可を要しないこととなっていますが、まずは農業委員会にご相談ください。

許可を受けずに農地を転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反することとなります。その場合、知事は、工事の中止や原状回復等の命令を行うことができるとされています。また、罰則の規程もありますのでご注意ください。

なお、許可後において転用目的を変更する場合、事業計画の変更等の手続を行い県知事の承認を受ける必要がありますのでご注意ください。

農業者年金

積立方式の 確定拠出型

年金資産は安全性重視で運用、少子高齢化時代に強い年金。

農業者年金は積立金と運用益で受け取る年金額が決まり
制度の安定性が損なわれません。農業者年金は安心です。



国民年金の第1号被保険者で、年間60日
以上農業に従事する60歳未満の人は誰
でも加入できます。農地を持っていな
い農業者や、配偶者や後継者などの家
族従事者も加入できます。

- 積立方式で安心
- 加入・脱退も自由
- 保険料は全額社会保険料控除
- 保険料はいつでも変更できる
- 農業の担い手には保険料補助
- 終身年金80歳までの死亡一時金あり

あなたの老後は大丈夫？

老後はお金の心配をせずに暮らしたい。しかし、予測不能な経済変動や思わぬケガや病気もあります。国民年金(基礎年金)だけでは、やはり不安が残ってしまいます。

メリットがたくさんある農業者年金に加入して安心でゆとりある豊かな老後を迎えましょう。

農業者年金に加入すれば ~農業者年金の支給額の試算~

加入年齢	納付期間	年金額(年額)		想定される受給総額	
		男性	女性	男性	女性
20歳	40年	77万円	65万円	1,645万円	1,742万円
30歳	30年	51万円	43万円	1,092万円	1,156万円
40歳	20年	30万円	25万円	646万円	684万円
50歳	10年	13万円	11万円	288万円	305万円

※上のケースは、通常加入で保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.35%となった場合の試算です。受け取り総額は65歳での農業者年金加入者の平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の金額です。

※運用利回りは、加入後の経済変動などにより上下します。制度発足以降の15年間(H28年度まで)の運用利回りの平均は、年率2.77%です。

※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、平成30年度は0.35%となっています。

※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。

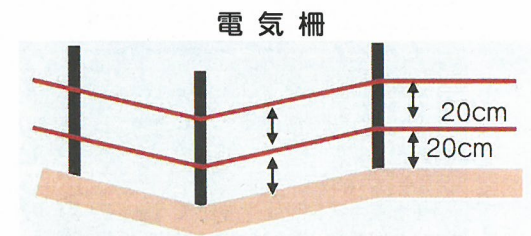
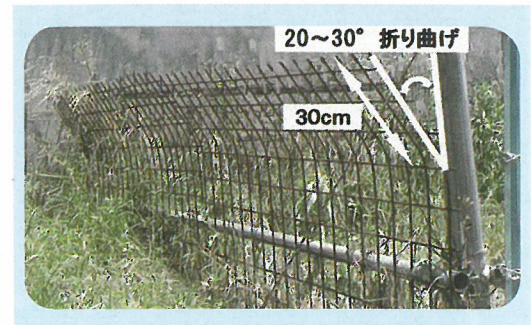
農業者年金の内容、加入手続きについては、JA新居浜市(37-1003)又は農業委員会にお問い合わせください。

<防護柵設置について補助金制度があります！>

新居浜市では、有害鳥獣の農作物被害を防止するためワイヤーメッシュ・電気柵等の防護施設設置にかかる資材購入費を補助しています。

補助金を受けるためには、資材購入前に申請をおこない、交付決定を受ける必要があります。交付決定前に購入した資材は、補助対象外となりますので、必ず事前に申請ください。

- **対象者**
市内で農業をしている方
- **対象となる費用**
有害鳥獣による農作物被害防止のための電気柵、防護ネット等、及び取付金具などの付帯設備の資材購入費
- **補助額**
資材購入費（税抜）の半額（千円未満切捨て、上限5万円）
- **申請の方法**
申請書と口座振替依頼書に必要事項を記入し、購入する資材の見積書を添えて農林水産課までご提出ください（申請書・口座振替依頼書は農林水産課の窓口・HPにあります）。
- **その他**
補助金は予算に達し次第終了となりますので、早めの申請をお願いします。



問い合わせ：農林水産課（☎65-1262）

収入保険制度が始まります

平成三十一年一月から、新しい共済保険制度「収入保険」が始まります。

○青色申告を行っている農業者が対象です。

* 青色申告（簡易な方法を含む）の実績が一年分あれば加入できます。

○農業者がみずから生産した農産物の販売収入全体が対象です。

* 簡易な加工品（精米など）は含まれません。

* 肉用牛・肉用子牛・肉豚・鶏卵は除きます。

○保険期間の基礎収入の九割（五年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限）を下回った場合に、下回った額の九割（支払い率）を上限として補てんします。

* 基準収入は農業者ごとの過去五年の平均収入を基本とし規模拡大など営農計画も考慮して設定されます。

この制度について詳しくは

愛媛県農業共済組合西条支所

（☎55-1955）

までお問い合わせください。

農地基本台帳調査協力のお願い

農地基本台帳調査として

世帯員及び就業状況・農機具の保有状況・借受等の意向
について など調査員（農業委員・農地利用最適化推進委員等）が十二月中旬（予定）から、お伺いするようになりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

※問い合わせ先

農業委員会事務局
☎65-1313

認定新規就農者を 紹介します

新しく農業の世界に挑む若い力「認定新規就農者」。これからの新居浜の大地の担い手を紹介します。

彼らにはどんな夢や望みがあるのか？どんな悩みや苦勞を抱えているのか？聞いてみました。



岡田 昂大 さん

● 農業を始めたきっかけは？

実家が農家であったため以前から手伝い程度の経験はありましたが、勤務先が倒産したのを機に本格的に就農しました。

● 新規就農者に認定されて良かったと思う事はありますか？

やはり給付金については助かったと思います。農業の取り組み始めは、無収入です。

● 将来どのように農業に取り組もうと考えていますか？

最近では天候の関係での災害が多く発生しています。今年も長雨や台風などで作物に被害が出ました。作業の計画も狂いました。農業は天候に左右されるのは仕方ない所もありますが、少しでも影響を少なくするよう研究したいです。

● 新しく就農しようと考えている人にアドバイスがあれば

新居浜の場合、農作物の需要は高いのですが、消費者のブランド志向もあり、同じ作物ばかりが作られて、結果的に地場産品に高値が付かないことが問題だと考えています。そうした消費者の嗜好等も考えた上で、作物の選定や安定的な利益の確保等考えて就農計画を立てることが大切ではないでしょうか。



波片 仁志 さん

● 農業を始めたきっかけは？

知人の農業法人から誘いを受け、二年ほど勤務した後、独立しました。

● 新規就農者に認定されて良かったと思う事はありますか？

今年も、長雨や台風で作物にひどい被害が出ました。農業の基盤が確立していない時期には、給付金を頂けるのは本当に有難いです。

● 将来どのように農業に取り組もうと考えていますか？

今は妻の収入もあつて家計を維持している状態なので、最終的には農業で独り立ちするのが目標です。自分の農業収入だけで、家族を養うために、農業の収益を上げることがまず第一目標です。

● 新しく就農しようと考えている人にアドバイスがあれば

一番大切だと思うのは、自分の農地をいかに選ぶかということです。地域の人の結びつきや、隣地の圃場との消費や作物の関係など、何度も足を運んで農地を確認すべきです。自分の仕事場ですから、快適な気持ちで耕作が行えるよう、慎重に見極めることが必要です。



森田 裕一 さん

● 農業を始めたきっかけは？

元々東京で食品関連の仕事をしており、食品の材料から安全安心なものを提供出来ないかと思ったのが始まりでした。妻が健康関連の仕事をしていたのも大きく影響しました。

● 新規就農者に認定されて良かったと思う事はありますか？

たくさんの方の助けがあつて、初めからしっかりとした就農計画が立てられたことです。自分だけでは、もつといい加減なものになってしまったと思います。

● 新規で農業に取り組む際苦勞した事はありますか？

農地を借りる事に苦勞しました。下限面積を確保するのが大変でした。

● 将来どのように農業に取り組もうと考えていますか？

これから農業を始めようと考えている人に、アドバイス出来るようになりたいです。自分の経験で苦勞した事などで、参考になることがあれば伝えたいです。新しく農業をしたいと考えている人達に、是非就農してもらい、一緒に新居浜の農業を支えて行ければと考えています。